

使用許可にかかる事務手続について

◎墓園の使用許可を受けた方で、次の場合は手続きが必要です【①～⑥は恵庭墓園管理事務所で手続きを行います】

※⑦は恵庭市役所市民課で手続きが必要になります。

◎使用権者本人が来庁できない場合は、委任状に加え、委任者・代理人双方のご本人確認のための書類が必要です

■恵庭墓園管理事務所で手続きが必要なもの

手続事項	必要書類
①墓碑等を建立・改修・撤去するとき	墓碑等工事着工届・完了届 ※使用許可を受けた区画以外への工事は不可 本人確認書類（※）
②墓所を承継するとき （使用権者が死亡した場合、六親等以内の親族に名義を変更しなければなりません）	恵庭墓園承継（譲渡）許可申請書 戸籍謄本（新旧使用権者の関係を確認できる書類として） 本籍地の記載がある住民票（新使用権者の現住所が確認できる書類として） 恵庭墓園使用許可証・その他（必要に応じ兄弟等の同意書等） 印鑑（認め印可） ※ 事務手数料は不要です 本人確認書類（※）
③墓所を返還するとき	墓所返還申請書・恵庭墓園使用許可証・印鑑（認め印可） 現況写真・墓碑撤去後の写真 本人確認書類（※）
④市外へ転居したとき	恵庭墓園使用許可証再交付申請書・印鑑（認め印可）
⑤使用許可証を紛失したとき	本籍地の記載がある住民票
⑥使用許可証の記載内容に変更が生じたとき	恵庭墓園使用許可証（紛失のときは除く） その他（変更内容により必要書類が異なるため、事前にお問合せ下さい） 本人確認書類（※）

■恵庭市役所市民課で手続きが必要なもの

⑦一度納骨されたお骨を他の施設に移すとき(改葬)	改葬許可申請書・印鑑（認め印可）・恵庭墓園使用許可証 （市内の寺院から改葬する場合：収蔵証明書←寺院から交付してもらう） 本人確認書類（※）
--------------------------	--

※住民票は、取得後3ヶ月以内のものを提出願います

※使用権者本人であることを確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をご持参ください。

納骨時の事務手続

◎お墓に納骨をされる場合は、次の書類が必要です【提出先：恵庭墓園管理事務所】

◎窓口で納骨届出書を記入し、下記書類を添付の上、すみやかに提出してください

○ご自宅からの場合	《 火葬許可証 》火葬終了時に渡されています
○市内の寺院からの場合	《 収蔵証明書 》収蔵先の寺院から交付してもらう
○他市町村が管理している墓地からの場合	《 改葬許可証 》墓地を管理している市町村の役所・役場から交付してもらう ・市町村により必要な書類が異なる場合がありますので、事前にご確認ください
○他市町村の寺院や民営墓地からの場合	《 改葬許可証 》 納骨されている寺院や民営墓地から収蔵証明書を交付してもらい、それを寺院や民営墓地が存在する市町村の役所・役場へ持参し、交付してもらう ・市町村により必要な書類が異なる場合がありますので、事前にご確認ください ・一度納骨されたお骨を分骨して恵庭墓園へ納骨する際も、同様の手続が必要です （札幌市の場合、札幌市から《 分骨の埋蔵証明書 》が交付されます）

お問合せ先	使用許可・墓碑工事届・納骨関係	改葬関係
施設名称	恵庭墓園管理事務所(恵庭墓園内)	恵庭市役所 市民課
住所	恵庭市西島松227番地3	恵庭市京町1番地
電話番号	0123-36-5600	0123-33-3131(内線1111～1116)
業務時間	9:00～16:30 (4月～11月は無休) 10:00～15:00 (12月～3月の平日) 8:00～13:00 (12月～3月の土日祝日)	8:45～17:15
開庁(所)日	平日、土日祝日(年末年始を除く)	平日(祝日・年末年始を除く)

恵庭墓園使用上の心得

恵庭市が設置し管理する恵庭墓園の墓所を使用される方は、「恵庭市墓地の設置及び管理条例」及び「同条例施行規則」の中で、特に注意していただく事項をお知らせします。

1 次の場合には使用許可を取り消します。

- ①使用許可を受けた日から3年間を経過しても墓地として使用しないとき。
- ②墓地以外の目的に使用したとき。
- ③墓地を他に貸与または譲渡したとき。
- ④前号の他、条例及び条例に基づく規則、命令に違反したとき。

※墓地を返還し、または使用許可が取り消されたときは、使用許可者は直ちに当該墓地を原状に回復しなければなりません。

2 次の場合は、許可書を持参し名義変更の許可を受けなければなりません。

- ①使用権者が死亡されたとき、または相続人に使用権を承継するとき。
- ②使用権を親族に譲渡するとき。

3 使用許可証を紛失、または汚損したときは再交付を受けることができます。

4 使用権者は、墓碑等の補修を怠ることなく、かつ墓園環境の保持に努めなければなりません。

5 一度納付された使用料、管理料および基礎代は還付できません。

6 墓碑等の工事手続き

使用権者は、墓碑等の建設および改築または移転をしようとするときは、届出書を提出してください。

また工事が完成したときも同様としてください。

※墓碑等の工事に係る諸問題については、使用権者および施工業者の責任において解決してください。

7 墓碑等の施設制限

※使用許可を受けた区画以外への工事は不可

■自由墓所

- イ. 高さは、地盤面から3 m以内を標準とすること。
- ロ. 転倒及び沈下しないように基礎固めをすること。
- ハ. 盛り土は地盤面から50 cm以内とし周囲は石材又はコンクリートで土留めすること。
- ニ. 地下基礎は、80 cm以上とすること。
- ホ. 上屋類は設置しないこと。

■芝生墓所

- イ. 型・寸法は、恵庭市が定めた標準仕様とすること。
- ロ. 材質は、みかげ石とすること。
- ハ. 色は、白とすること。
- ニ. 植栽は、しないこと。